

名古屋市農業委員会 令和7年第9回総会 議事録

1 開催日時 令和7年9月22日（月）開始：午後2時00分、終了：午後2時37分

2 開催場所 名古屋市役所西庁舎 12階 12A会議室

3 農業委員出欠

定 数	16 人	在 任 数	16 人
定 足 数	8 人	出 席 数	15 人

別紙「委員出欠状況」のとおり

4 農地利用最適化推進委員出欠

別紙「委員出欠状況」のとおり

5 事務局職員出席者(課長級以上)

事務局次長、農政課長、東部・緑農政課長、西部・守山農政課長、中川農政課長、港農政課長

6 その他の出席者（証人、参考人、職員等）

事務局職員（課長補佐級以下）6人

7 傍聴人 0人 他に 記者数 0人

8 進行

(1) 開会

(2) 議案審議

第55号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について

第56号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第57号議案 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第58号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

(3) 報告

①農地転用届出等処理報告について

(4) その他

(5) 閉会

令和7年第9回総会 委員出欠状況

出席農業委員（15名）

1番	小 審 盛 夫 委員	2番	成 田 秋 義 委員
3番	山 口 幸 江 委員	4番	近 藤 正 俊 委員
5番	福 島 茂 俊 委員	6番	木 村 幸 廣 委員
7番	川 本 美 幸 委員	8番	箕 浦 基 伸 委員
9番	布 目 已 佐 子 委員	10番	二 村 新 一 委員
11番	横 井 昭 男 委員		
13番	清 水 久 一 委員	14番	安 井 勝 春 委員
15番	安 井 秀 樹 委員	16番	横 井 庸 一 郎 委員

出席農地利用最適化推進委員（10名）

		18番	山 口 儀 明 委員
		20番	石 田 正 彦 委員
21番	松 原 道 直 委員	22番	加 藤 新 一 委員
23番	安 井 正 敏 委員	24番	横 井 慎 一 委員
25番	木 村 正 男 委員	26番	神 野 貞 雄 委員
27番	竹 川 孝 司 委員	28番	坂 野 嘉 紀 委員

令和 7 年第 9 回総会（令和 7 年 9 月 22 日）

開会（午後 2 時 00 分）

農政課長	<p>本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまより令和 7 年第 9 回総会をはじめさせていただきます。</p> <p>それでは、会長の議事進行により会議を進めていただきます。会長、よろしくお願ひいたします。</p>
議長（会長）	<p>ただいまより、令和 7 年第 9 回総会を開会いたします。</p> <p>本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>それでは、本日の議案といたしまして、第 55 号議案「農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について」から、第 58 号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」までの 4 議案の審議を行います。また、報告事項を 1 件予定しております。議事の進行及び議案については、お手元配付の次第のとおりでございます。</p> <p>限られた時間の中ではございますが、十分ご審議いただくようお願いいたします。</p> <p>それでは、会議を進めさせていただきます。まず、本日の農業委員のご出席は 16 人中 15 人で、定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員は 12 人中 10 人のご出席でございます。</p> <p>次に、本日の議事録署名者は、氏名の 50 音順により、清水久一委員及び近藤正俊委員の両委員にお願いいたします。</p>

それでは、本日の議事に移りたいと思います。

まずははじめに、お願ひがございます。総会での発言は、全て議事録に記録しております。発言される場合には、まず、挙手をし、私から指名を受けた上で、必ずマイクを使って発言して下さい。議事録を正しく作成するため、お手数ですがご協力をお願ひいたします。

では、議案審議に入ります。

まず、はじめに、第 55 号議案、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について審議を行います。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-4 及び 1-5 について、4 番、近藤委員、お願ひいたします。

近藤委員

受付番号 1-4 及び 1-5 の農地について、福島茂俊委員と事務局職員で、9 月 3 日に、現地調査した結果を報告します。

この農地は譲渡人である祖母が所有し、耕作していたものですが高齢であることから、親族間譲渡により受付番号 1-4 は、孫二人のうちの兄に、受付番号 1-5 は弟に、それぞれ持分 2 分の 1 ずつ農地として譲渡することを希望され、また譲受人はそれぞれ、新規就農することを希望され、本申請がなされました。

申請地には、ウメ、クワの実、サツマイモ等が当該筆全体で耕作管理されており、肥培管理良好でした。

また、1-4 及び 1-5 の譲受人は、幼いころより現在まで、当該農地をご家族とともに耕作してみえます。なお兄は本業として、弟は副業として、それぞれ造園業をされております。

これらのことから知識、経験共に有し、当該農地を引き続き適正に管理できるものと思われます。

	以上のことから、本件許可することに何ら問題はないと思 いますので、よろしくご審議のほど、お願いいいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただいまの報告について、何かご 意見はございますか。
	特ないようです。それでは、第 55 号議案の案件について は、許可してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 55 号議案の案件は許可することとい たします。
	次に、第 56 号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の 証明願について審議を行います。
	それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番 号 3-4 について、22 番、加藤委員、お願いいいたします。
加藤委員	受付番号 3-4 の農地につきまして、9 月 3 日に事務局職員と 現地調査をいたしましたので、結果をご報告いたします。
	受付番号 3-4 の、中川区伏屋二丁目の 1 筆のうち、生産緑地 に指定されている箇所の 487 平米について、こちらの畠は耕作 準備中でした。
	主たる従事者がお亡くなりになるまで、農地を良好に管理さ れていたことを確認しました。
	以上、証明することにつき、問題はないと思いますので、よ ろしくご審議をお願いします。

議長（会長）	ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。
	特にないようです。それでは、第 56 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 56 号議案の案件は証明することいたします。
	次に、第 57 号議案、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について審議を行います。
	それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-20 及び 1-21 について、5 番、福島委員、お願ひいたします。
福島委員	受付番号 1-20 及び 1-21 の農地について、近藤正俊委員と事務局職員で、9 月 3 日に、現地調査した結果を報告します。
	受付番号 1-20 の申請地において、天白区笹原町の 1 筆においては、ミカンが栽培されていました。
	天白区天白町大字野並字稻田の 5 筆においては、一体で管理されておりますが、収穫後そのため耕作準備中でした。一部でニンジンの種がまかれていました。また、一部でサツマイモが栽培されていました。
	天白区保呂町の 2 筆においては、一体でミカン、カキが栽培されていました。
	続きまして、受付番号 1-21 の農地について、池見一丁目の 1 筆においては、カキが栽培されていました。

同じく、池見一丁目の 1 筆においては、ミカン、野菜等が栽培されていました。

同じく、池見一丁目の 2 筆においては、カキが栽培されていました。

池見二丁目の 1 筆においては、ミカンが栽培されていました。

表山三丁目の 1 筆においては、ミカンが栽培されていました。

元八事一丁目の 1 筆においては、ミカンが栽培されていました。

いずれも肥培管理良好に管理されていました。また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。

以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。

議長（会長） ありがとうございました。次に、受付番号 2-12 について、8 番、箕浦委員、お願いいいたします。

箕浦委員 受付番号 2-12 について、9 月 4 日に若松委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。

申請地は田で、水稻が作付けされていました。

願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。

議長（会長） ありがとうございました。次に、受付番号 3-6 について、10

	番、二村委員、お願いいいたします。
二村委員	受付番号 3-6 の農地につきまして、9月4日に横井委員と事務局職員とで現地調査をいたしましたので、結果をご報告いたします。
	受付番号 3-6 の中川区荒子一丁目の1筆の畠は、サツマイモ、ナス、ネギ等が植え付けられており、いずれも良好に管理されていました。
	以上、証明することにつき、問題はないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。
	特ないようです。それでは、第57号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第57号議案の案件は証明することいたします。
	次に、第58号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について審議を行います。
	それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-4 について、2番、成田委員、お願いいいたします。
成田委員	受付番号 1-4 の農地について、ご説明いたします。
	願い出の土地は、昨年亡くなられた所有者の姉が、引き続き農業経営を続けられると申し出られました。

山口儀明委員と事務局職員で、9月3日に、現地調査しましたところ、除草が不十分であり、土起こしがされていない状態でした。

また、當農計画書に記載のあるダイコン、ニンジン、ブロッコリーの作付けが行われておらず、記載の無いザクロ、ナツメ、ヤマモモ等の苗が3本植わっておりました。

相続人に確認したところ「販売店にこれしか売っていなかつた」とのことでした。

現地調査に来た主旨を事務局とともに説明をしましたが、相続人が何をすべきかを理解し、そのための準備を現地調査当日までに、整えてきたとはとても言い難い状況でした。

そんなような状況で、納税猶予とか相続税はどんなことかという説明も、現場で言ったんですけど、なかなか本人は理解してなかつたということです。

その後、申請地の定点観測と、相続人との連絡調整を事務局が進めたところ、9月12日に、相続人が協力者の助言を受け、作付けを行い、その確認ができたとの報告を事務局より受け、山口儀明委員と事務局職員で、9月16日に、再び現地確認をしましたところ、畝たてなどほ場の準備はでき、ダイコン、ニンジン、ブロッコリーの作付けがされておりました。

このことから、相続税の納税猶予に関する適格者の要件のひとつである「農業経営を開始している」状況がありました。以上でございます。審議のほどお願いします。

議長（会長） ありがとうございました。暑い中、たびたびお出かけいただきましてありがとうございました。

ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はござりますか。

山口（幸）
委員

意見と言うか、質問です。

この相続人は、おいくつでしょうか。

成田委員

あの一、77か8ぐらいです。

あと家族構成は、娘さんと、もちろん旦那さんもおらして、この畠は、すぐ隣に住んでみえるんです。で、亡くなった弟さんは独身だったようとして、誰も相続する人がいなくて、姉が引き継いだということです。

相続税の申告期限の10か月になって、現地調査、何日か、これ大変だと思う。2、3日で作ってね、耕作。重機で掘ったり、耕運機で起こしたり。そして、なおかつ畝たてやって、種を当初計画のダイコン、ニンジン、ブロッコリーが蒔かれておった。まだ耕作されているのは3分の1で、3分の2は、畝はたててあるけど、これ砂壌土でね、非常にうらやましいような土でありますと、12月から1月は、ダイコンとかブロッコリー等植えられて、4月から7月は、スイカだとかカボチャを植える予定であるというそういう計画書は出てる。だけど現地調査行ったときに、何を言われたかと言うと、私は果樹が専門ですもんと、ミカンだとかカキを植えるというような話をされた。どうことだと。そんで、雑草がいっぱい生えとて、これじやあいかんと。で、非常に大変なんです。みなさんも農業経営やってみえるで、この雨が降らない中で、これはもうトラクターで起こさな雑草は取れん。草は刈ってあったんだけど、あとサツマイモの状況見ると、ピロピロっと生えとるぐらいで、追肥がやってないような状況で。そこまで言うといかんですけども、私が見ても本当に大変な今年は干天年なんんですけど、10ヶ月何をやつとったかという。そこら辺が非常に問題であるし、納

税猶予とは何ぞや、相続税とは何ぞや。これは私自身の個人のプライバシーだけども、自分の息子にしっかり言わないかんとということで、今日も市役所の事務局にそういうのを書いてったんですけども、非常に理解がないというのが現状でした。まあ、それだけど、この3日か4日ぐらいに、重機で掘って、そして耕作して、畠まで立てて、きれいにされることは確かです。

當農計画どおり野菜が植わっとればいいんですけども、長くなりますけど、納税猶予になるとご承知のように3年にいっぺん現地調査で税務署が見ていかなきゃいけない。その時に、どんな作物作って、収入はどうだったとか、販売はどうしたかとか、そういうことがされるわけすけども、それがきちっとできていければ私は非常にいいんですけど、そこら辺のとこ、その本人の娘さんが家族みんなで今回はやったということですが、将来もそのようにやっていただければ非常にいいわけですけど、非常に今回はこの現地調査は大変でした。以上です。

東部・緑農政課長

補足いたします。この相続人は昭和24年生まれで、御年現在75歳と伺っております。

議長（会長）

担当者の方も、それから持つてらっしゃる相続人の方も大変だったと思います。この暑さですからね。

何か他にご質問ございませんか。

横井（慎）委員

それで現地調査されと思いますが、自分たちはどのように思ってるんですか、実際。それを一番はじめ聞きたいですね。いま言うように、現地調査行った人です。

成田委員

我々ですか。

横井（慎）委員

そう。結局現地調査行って、見て、「これはダメじゃないかなあ」、「これは通すべきじゃないかなあ」ということは、わかるはずなんですね、ある程度。それをどう考えてみえるんで

成田委員

すか。

最初に行ったときは、先ほども申しましたように、あなた納税猶予というのを理解できているのか、生産緑地は理解できているのか。

いま事務局に、私自分で書いて息子のために、そういうのを文書で残してかないかんと思って、やっとるんだけど、そういうことが全然理解していない。

私も経験の中で、納税猶予やったとこもあるけど、ちゃんと耕作をしていけばいいんだけど、3日の時点、最初の時点ではね、十分されてなかつた。それはこんな雨が降らん中で、そんな私もトラクター乗っても、ボコボコしちゃうぐらいで、そういうような状況の中ですけども、ただ10か月の間に何をやつとつたか。本当に残念でしょうがない。そこでその現場行ったときに、果樹を植えてあつた。当初計画では先ほど申しましたようなダイコンだとか、ブロックリー、スイカと、そういう計画書が作つてあつたにもかかわらず、いま果樹を植えるというような言い方されてる。どういうことだと。だから私は、最初結論として、この状態では良くないなと思ったんです。で、その後、事務局がいろいろと相続人とやり取りとされてという経緯があります。ほんで一生懸命重機で起したり、畑を耕してやつと畝を作つて、砂壌土のいい土でござりますよ、うらやましいような土ですので、そこんとこで一応は植わつとることは確か。

ただ、冬作じゃなくて夏作ですか、それもできてくるのか、そこんとこは私はちょっとまだよくわかりませんけども、だけど現状としては努力されたことは確か。12日から16日の間ですね。

だで、判定としてはほんとに難しいとこだと思う。このまま草ぼうほうにしちゃうのかどうか。だからその時に反省したこ

とを言ったのは、娘さんと一緒にになって、区役所だとかそういう所に説明にちゃんと来てくれないかんよということ。それから3年後にきちんと耕作が出来るとかどうか、確認をされるんだよと。ただ問題は、私たち地区協議会で問題になったんだけど、そういう納税猶予やったり、そういう生産緑地になったとこでも、遊休農地になったとこがあって、そういう問題がどこでも出てきておるんです。そういうことになると困るなあと。そこら辺のとこは未知数だと私は思います。やって欲しい。それから法律で3年後にきちんととなってなければ却下するような制度を作つてかないといかんというのを私は思いました。以上です。

横井（慎）
委員

しかし、結果的には、いまの話だと結果は通すということなんですかね、ほうすると。結果論は。

成田委員

結果は良しということなんです。

横井（慎）
委員

良しということですね。良しであればやはりそれを主体に言って欲しいですね。これを通したいけどどうだろうかということで、いまみんなに諮るということ自体がちょっとおかしいかなと思いますけどね。

成田委員

ただ附帯事項として、ちゃんと耕作をしてほしい。耕作というのは作物を作る、それから肥培管理をする、そして販売、まあ収穫だわね。それをするようなことをやってほしい。その3年ごとに納税猶予の場合は、検査があるよということ。自覚してほしい。それと娘さんにもその旨を伝えて、きちんと耕作をしてもらうようなことをしてもらわなかん。

まずは最初は、納税猶予とは何ぞや、それから生産緑地とは何ぞやということを、区役所がいくら説明したって、そういうことがわからへん。税金が出なくなるでええなあと、そういうことしか理解していないし、そんな感じを受けちゃったのが3日の第一印象でした。そのあとは、きちんとされることは確か

	です。
横井（慎）委員 議長（会長）	わかりました。 ほんとに農業委員としては悩ましいことですけれど、いったんは許可しないと。
	他は、ございませんか。
近藤委員	成田さんから伺ったところ、まだ3分の2が手つかずという状態だということなんですが、
成田委員	耕作、畝は作ってある。
近藤委員	だけど、納税猶予となると死ぬまでやらないかんわけなんですね。それで相続人がやっていけるか。
成田委員	やってくれるのは説明では、娘さんがやるって。
近藤委員	だけど大体ね、1反あるからね、ある程度は機械や何でかやらないと。
成田委員	機械はある。耕運機はね。
近藤委員	そこんとこですわね。やっぱりね、年とてね、途中で納税猶予受けとると、やめますというわけにはいかんもんですから。生産緑地はある程度10年でかたつくんですけど、納税猶予は死ぬまでやらないかんもんですから、そこんとこの覚悟はあるかどうか。
山口（幸）委員	さっき成田委員の希望っていうような感じに聞こえちゃったんですけど、娘さんがやるっていうのと、相続人とともに二人で相続人が亡くなるまでやるっていうことを言われてるんですか。

	希望ってなんか聞こえちゃって、3年後って、3年後に送っちゃってもいいのかなと思いましたけど。
東部・緑農政課長	お答えいたします。この案件につきましては、まずは相続人のお母さんっていう人もいらっしゃるんですけど、そこの所有の畠も近隣にございます。今回の議案の農地ではないですが、そこについても、いまのところおそらく亡くなられた被相続人が耕作されていて、生産緑地ということもありますので、ここについても引き続き、きちんと同じように一体で、相続人と娘さん共々しっかりと管理していくことが、やっぱりこれから条件だよということは、我々としてもはっきりとしっかりと伝えたいと思います。
坂野委員	過去に同様の事例とかがあったんじゃないかと思うんですけども、今回のこの審査をパスしたのち、次の3年後の納税猶予の現地調査までの間、仮に例えば2年間、何もせず草ぼうぼうで、3年後の調査の時にだけ体裁整えてパスするとか、そういうもんなんでしょうか。過去の事例とか。
東部・緑農政課長	坂野委員のおっしゃる危惧も最もだと思います。そういうこともありますので、こちらは生産緑地でございますので、私どもとしては生産緑地の全筆調査というのをやっておりまして、そこで毎年見ております。毎年定点観測させてもらいますので、そこでやはりそういった管理が行き届いていない兆候があればきちんと指導しますし、そこは3年に1回とは言わず、そういった毎年ウォッチしていく手段もございますので、そういった方法を駆使していきたいと思います。
坂野委員	わかりました。ありがとうございました。
議長（会長）	あとはございませんか。
	では、他にないようで、出尽くしたようでの、第58号

	議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 58 号議案の案件は証明いたします。 本日予定しました議案は以上でございます。 農業委員と事務局も大変だと思いますが、がんばってやっていきましょう。
	続きまして、報告に移ります。 報告（1）「農地転用届出等処理報告」について事務局、お願いいたします。
農政課長	それでは、令和 7 年 8 月 1 日から令和 7 年 9 月 1 日までに、名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程に基づき、事務局が処理した案件につきまして、ご報告させていただきます。 まず、1 ページから 6 ページにかけまして、農地法第 3 条の 3 の規定による届出が 13 件 続いて、7 ページから 18 ページにかけまして、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出が 34 件 続いて、19 ページから 47 ページにかけまして、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出のうち所有権移転に係るものが 86 件 続いて、48 ページですが、同じく、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出のうち賃借権設定に係るものが 2 件

続いて、49 ページから 50 ページにかけまして、同じく、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出のうち使用貸借権設定に係るものが 4 件

続いて、51 ページですが、転用届出に係る取消願が 1 件

続いて、52 ページですが、転用届出に係る訂正願が 3 件

続いて、53 ページから 54 ページにかけまして、農地の転用事実に関する照会が 1 件

続いて、55 ページですが、農地の競売・公売に関する買受適格者証明が 2 件

それぞれ受理いたしております。報告は、以上でございます。

議長（会長） ただいまの報告で、何かご質問等はございますか。

松原委員 所有権移転届の件で 33 ページですけども、所有権移転ですから持ち主が譲受人と譲渡人が代わるのが前提と思っておりますけども、33 ページの 2-175 ですけども、4 名の渡人と受人が同名ですけど、もし所有権移転としたら 4 名のうちの数名が持分が変更になつたのか、それとも 3 名が別の所有者になつたのか、という解釈でこのところはよろしいですか。

課長補佐 事務局からお答えします。

いまご指摘ありました後者のほうの理由でございます。他 3 名の内訳が違うというかたちになります。この資料から大変わりづらくて恐縮ですが、そのようなかたちとなっておりますのでよろしくお願ひいたします。

議長（会長） 他に、いかがでしょうか。

他にないようです。

報告については、以上でございますが、その他事務局から、何かありますでしょうか。

課長補佐

事務局から 2 点、連絡事項がございます。

1 点目は、10 月 29 日に実施する現地調査についてお知らせします。お手元にすでに配付しておりますが、「名古屋市農業委員会調査研究に係る現地調査について」という表題の通知をご覧ください。

日時は、10 月 29 日、水曜日、午前 9 時 15 分から午後 3 時 20 分までございます。

別紙 1 をご覧ください。地図の左側、赤い星印がある場所、愛知県自治センター西側に午前 9 時 10 分までにお集まりください。

続きまして、別紙 2 をご覧ください。行程につきましてご説明いたします。

愛知県自治センター西側出発後、10 時頃、大府市の JA あぐりタウンげんきの郷に到着いたします。到着後、10 時 40 分まで、日本最大級の面積を誇るはなまる市場等の施設を自由見学していただきます。自由見学をしていただいた後、げんきの郷の職員に施設の説明をしていただきます。その後、施設内で昼食をご用意しております。なお、昼食代につきましては全員協議会の積立金から支出させていただきます。昼食後、お時間がありましたら、再度施設内を自由見学していただいて結構です。

その後、12 時 30 分にげんきの郷を出発し、13 時 10 分頃から緑区東陵のアボカド畠を視察していただきます。アボカドに

については、JAみどりで、「名古屋森のバタープロジェクト」として、栽培が行われているものです。

農地の視察の後、JAみどり徳重支店に移動し、トイレ休憩の後、バス内でJAみどりからアボカドのプロジェクト等についてご説明いただきます。

終了後は、名鉄鳴海駅、金山駅、市役所西庁舎北側にて解散となります。

欠席のご予定がございましたら、わかり次第、各地区農政課にご連絡ください。なお、当日急遽欠席される場合は、8時45分までに1枚目の通知にございます、事務局農政課にご連絡ください。

2点目につきましては、9月5日に開催を予定しておりましたが、台風の影響により中止となりました「令和7年度農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会」の資料の配付についてです。愛知県農業会議から当該研修会で配付予定であった資料の提供がございました。すでに机上にお配りしておりますので、お持ち帰りください。

事務局からの連絡事項につきましては以上でございます。

議長（会長） その他、何かありますでしょうか。

特にないようです。

それでは、以上をもちまして、令和7年第9回総会を閉会いたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。

閉会（午後2時37分）